

○沖縄市こども医療費助成要綱

(平成 6 年 6 月 30 日決裁)

改正 平成 6 年 12 月 7 日決裁 平成 11 年 9 月 21 日決裁
平成 15 年 9 月 22 日決裁 平成 18 年 7 月 27 日決裁
平成 19 年 3 月 27 日決裁 平成 19 年 9 月 25 日決裁
平成 20 年 6 月 27 日決裁 平成 22 年 3 月 19 日決裁
平成 22 年 9 月 13 日決裁 平成 23 年 3 月 22 日決裁
平成 24 年 7 月 9 日決裁 平成 25 年 12 月 18 日決裁
平成 26 年 10 月 3 日決裁 平成 28 年 9 月 30 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減及びこどもの健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「助成対象のこども」（以下「こども」という。）とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者（以下「市民」とする。）
- (2) 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていない者

2 この要綱において「助成対象者」とは、こどもを現に監護している者であり、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者
- (2) 医療保険各法の規定による医療費を負担する扶養義務者又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

4 この要綱において「一部負担金」とは、こどもが次の各号に掲げる給付を受ける場合に、当該給付に関する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成対象者が負担することとなる費用をいう。

- (1) 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の対象となる療養
 - (2) 医療保険各法以外の法令の規定による医療
 - (3) 交通事故等により第三者からの補償の対象となっている医療保険各法による医療費の給付のうち、過失相殺等で補償の対象とならない自己負担分
- (受給資格の取得及び認定)

第3条 助成対象者は、資格期間満了の翌月から起算して1年以内に「沖縄市こども医療費助成受給資格認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、資格の認定を受けなければならない。

- (1) こどもの医療保険証
- (2) 助成対象者の普通預（貯）金通帳
- (3) 印鑑
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、内容を審査し適当と認めるときは「沖縄市こども医療費助成金受給資格者証（自動償還）」（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

(受給資格期間の始期及び終期)

第4条 受給資格期間は、こどもの出生及び転入の日から始め、15歳に達した日以後の最初の3月31日、若しくはこどもの転出が確定した日の前日、又は死亡した日で終わるものとする。

(受給資格者証の再交付)

第5条 第3条の規定により受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、受給資格者証を破損、又は亡失した場合は「沖縄市こども医療費助成金受給資格者証再交付申請書」（様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の返還)

第6条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格者証を速やかに返還しなければならない。

- (1) 第2条第1項各号の規定に該当しなくなったとき
- (2) 第5条の規定により受給資格者証の再交付を受けた後において、亡失した受給資格者証を発見したとき

(助成)

第7条 助成の方法は償還方式とする。ただし、母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収される費用への助成についてはこの限りではない。

- 2 こどもが受給資格期間内に受けた診療に係る医療費（9歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者にあつては入院に係る医療費に限る）の一部負担金を助成対象者が支払った場合に、当該支払額を助成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、助成対象者が支払った一部負担金について次の各号に掲げる給付を受けることができるときは、当該給付分を控除した額を助成する。
 - (1) 医療保険各法に基づく高額療養費
 - (2) 医療保険各法の規定により定められた組合等の規約に基づく附加給付その他これに類する給付
 - (3) 国の法令並びに地方公共団体の条例、規則、施策による給付
 - (4) その他、医療保険者以外の機関による一部負担金に係る給付等
(助成金の申請期間)

第8条 助成金の申請は、こどもが医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の申請)

第9条 受給資格者が、医療費の助成を受けるときは「沖縄市こども医療費助成金申請書」(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給資格者証
 - (2) こどもの医療保険証
 - (3) 領収書（原則として原本とする）
 - (4) 印鑑
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- 2 受給資格者が「沖縄県こども医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約」を行っている医療機関等へ受給資格者証を提示し、当該医療機関へ医療費等を全額支払った場合は、前項の規定にかかわらず、沖縄市へ助成金の申請が行われたものとみなす。
 - 3 受給資格者は、第2項の規定により助成金の申請を行った場合、医療機関等で生じる医療費にかかる一切の情報を、当該医療機関が沖縄市及び沖縄県国民健康保険団体連合会に提供することに同意したものとみなす。

(助成金の支給決定)

第10条 市長は前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の支給額を決定するものとする。

(申請期限の中断)

第11条 受給資格者は、やむを得ない事情により、第8条に規定する期間内に助成金の申請ができないときは、市長が認める場合に限り、1年を限度として助成金の申請期限中断の申請を行うことができる。

2 前項の申請は「沖縄市子ども医療費助成金申請期限の中断申請書」（様式第5号）により行うものとする。

（助成金の追加請求）

第12条 受給資格者は、既に支払われた助成金について、正当助成額に満たない支給が行われたと認められたときは、支払のあった月の翌月から起算して、1年以内であれば不足分を追加請求できる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合、内容を審査し適当と認めたときは、不足額を追加支給する。

（助成金の返還請求）

第13条 市長は、既に支払われた助成金について医療費の一部負担金の変更、その他の理由により過払いが生じていると分かったとき、又は偽りその他不正行為によって支給を受けた者がいるときは、当該助成金の全部、又は一部を返還させることができる。

2 助成金の返還請求は「沖縄市子ども医療費助成金返還請求通知書」（様式第6号）により行うものとする。

（届出の義務）

第14条 受給資格者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該事由が発生した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 助成金の振込先の口座に変更があったとき

(2) 受給資格者が生活保護法による保護を受けることとなったとき

(3) 受給資格者が保護者に該当しなくなったとき

2 前項の届出は「沖縄市子ども医療費助成受給資格変更・喪失届」（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 受給資格者証

(2) 前項第1号に該当するときは、変更後の預（貯）金通帳

(3) 前項第2号に該当するときは、生活保護受給証明書

(4) その他、市長が必要と認める書類

（譲渡又は担保の禁止）

第15条 助成対象者は、医療費の助成を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第16条 この要綱の施行に対し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成6年12月7日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、平成6年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に医療を受けたことにより、支払われた一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月21日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は平成11年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に医療を受けたことにより、支払われた一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成15年9月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、平成15年10月1日（以下「適用日」という。）以降の診療にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、平成18年8月1日（以下「適用日」という。）以降の診療にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、平成24年8月1日（以下「適用日」という。）以降の診療にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月25日決裁)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。但し、改正後の規定は、平成19年10月1日（以下「適用日」という。）以降の診療にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成13年4月2日生まれから平成14年10月1日生まれの幼児については、第3条第1項の「資格期間内」を「資格期間満了日の翌日から起算して1年以内」と読み替え、但し書きを適用しない。

附 則(平成20年6月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則(平成22年3月19日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月13日決裁)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成23年4月1日（以下「適用日」という。）以降の診断に係る医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月9日決裁)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年12月18日決裁)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年10月3日決裁)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成27年1月1日（以下「適用日」という。）以降の診療に係る医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日決裁)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成28年10月1日（以下「適用日」という。）以降の診療に係る医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

沖縄市子ども医療費助成受給資格認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

沖縄市子ども医療費助成金受給資格者証（自動償還）
[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

沖縄市子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

沖縄市子ども医療費助成金申請書
[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

沖縄市子ども医療費助成金申請期限の中断申請書
[別紙参照]

様式第6号(第13条関係)

沖縄市子ども医療費助成金返還請求通知書
[別紙参照]

様式第7号(第14条関係)

沖縄市子ども医療費助成受給資格変更・喪失届
[別紙参照]